

初診時の選定療養費改定のお知らせ

初診時の選定療養費とは、「初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院(200床以上)で行う」という医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。

当院では現在、他の保険医療機関等からの紹介状をお持ちでない初診の方は、初診料の他に選定療養費として1,050円(税込)をお支払いいただいております。

平成24年1月1日より

2,625円(税込)に改定させていただきます。

* 初診時の選定療養費をご負担いただく必要のない方

- ・他院からの紹介状(診療情報提供書)をお持ちの方
- ・緊急の場合(救急車での搬送等)
- ・現在継続して治療中で、さらに他科で診療を受けようとされる方
- ・生活保護法の医療扶助の対象となっている方
- ・特定の疾患や障害などで、各種の公費負担を受給されている方

福祉医療費支給制度受給の方は、ご負担いただきません。

当院では、地域の医療機関と協力して地域医療の向上に努めております。「紹介状(診療情報提供書)」のない方の診療も受け入れておりますが、患者さんにつきましては、できるだけ「紹介状(診療情報提供書)」をご持参いただくことをおすすめいたします。

さらなる地域医療連携を推進するために、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。